

23 給衛協発第 117 号
平成 23 年 12 月 9 日

各都道府県・政令都市
簡易専用水道主管部（局）長
簡易専用水道登録検査機関の長 様

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会 長 奥 村 明 雄

平成 23 年度「簡易専用水道認定検査員・管理技術者更新講習会」 の開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人全国給水衛生検査協会の事業推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水道法第 34 条の 2 に基づき、簡易専用水道の検査を的確に行うためには、検査内容についての専門的知識を有する検査員を配置する必要があります。このため、当協会では認定検査員及び管理技術者の制度を作り、検査に必要な知識、技術に関する講習会を修了した者に資格を付与することとしておりますが、当資格付与の後一定の年限を過ぎる者に対しては標記の講習を受けていただき、資格の更新を行っております。

つきましては、本年度も別添要項の通り標記の講習会を開催することといたしましたので、貴所属の簡易専用水道検査に携わる方々で、上記に該当するかたがたへの周知方につきまして、よろしくお取り計らい下さいますようご案内申し上げます。

平成23年度

認定簡易専用水道検査員・簡易専用水道検査管理技術者

更新講習会 募集要項

1. 目的：

本講習会は、水道法第34条の2第2項の規定に基づく、厚生労働省の登録検査機関の簡易専用水道に関する検査員の国会としての資格認定及び技術の向上を目的とする。

2. 受講対象者：

簡易専用水道又はこれに準ずる設備の検査に関し次のいずれかの当協会付与の資格を有すること。

- ① 認定簡易専用水道検査員として資格取得後5年を経過する者
- ② 簡易専用水道検査管理技術者として資格取得後5年を経過する者

3. 講習会の内容：

講習科目及び時間----- 別紙日程表のとおり

4. 開催会場及び開催日：

【日時】平成24年2月17日（金）9：20から受付開始

【会場】川崎市教育文化会館 3階 第6会議室

川崎市川崎区富士見 2-1-3（JR川崎駅東口からバス5分、詳細は地図参照）

TEL 044-233-6361

5. 募集人員：認定簡易専用水道検査員 30名

簡易専用水道検査管理技術者 30名

6. 修了の認定：

本講習会の全課程を受講した者に、「一般社団法人全国給水衛生検査協会 認定簡易専用水道検査員」または「一般社団法人全国給水衛生検査協会 簡易専用水道検査管理技術者」の証書を交付する。

7. 受講料：1機関1名 15,000円(税込)

8. 受講手続き：

(1) 受講希望者は、受講申込書と受講決定通知に必要事項を記入の上、以前に当協会から交付された資格証書の写しを添付（写しがあれば資格取得証明書は不要です。）して、下記まで郵送でお申し込み下さい。

なお、資格証書を紛失した場合は、受講を予定される方の氏名、受講年度、資格証書番号を「資格取得証明書」にご記入の上お申込下さい。

受講を希望される方が複数人いる場合には、受講申込書と受講決定通知書をコピーして必要事項を記入し、印鑑を必ず捺印して下さい。

【申込先・問合せ先】

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局担当 大和田いづみ

TEL: 044-270-4375 FAX:044-270-4376

E-mail : oowada@kyueikyo. jp

(2) 申込締切：平成24年2月3日（金）

(3) 受講料は、受講申込受理後に、受講決定通知書と請求書をご送付いたしますので、平成24年3月末日までにお振り込みお願いいたします。

なお、当協会は送金手数料を負担いたしませんので、ご注意ください。

(4) 写真は、縦4cm、横3cm、単身、脱帽、上半身のものを2枚用意して、受講申込書と受講決定通知の所定の欄に貼付して下さい。（スナップ写真不可。スピード写真可）

9. 受講決定：受講申込書に基づき受講者を決定し、ご本人宛受講決定通知書をご送付いたします。

(資格証書の写しがある場合は以下不要)

資格取得証明書

◇簡易専用水道検査管理技術者 氏名 _____

受講 _____ 年度, 資格証書番号 _____

◇認定簡易専用水道検査員氏名

受講 _____ 年度, 資格証書番号 _____

(上記のいずれかに記入)

上記の者は、簡易専用水道検査管理技術者または認定簡易専用水道検査員として、資格取得後5年を経過しますのでこれを証明します。

平成 年 月 日

所属機関名 _____

代表者 _____ (印)

認定検査員制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

(目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員制度を設ける。

(認定検査員の種類)

第2条 協会はこの制度のもとに、次の資格について認定する。

- 1 水道水質検査員（認定水道水質検査員）
- 2 簡易専用水道検査員（認定簡易専用水道検査員）
- 3 簡易専用水道検査管理技術者（管理技術者）

(運営委員会)

第3条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会（以下、「水質検査運営委員会」という。）及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「簡専水検査運営委員会」という。）を置く。

- 2 各運営委員会の委員は、委員長以下6名以内で構成し、学識経験等を有する者をあて、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、本制度の基本的事項、認定検査員等の教育、認定条件及び講習会の内容等について審議する。

(認定検査員)

第4条 認定検査員の資格は、認定検査員講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 認定検査員の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。
- 3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）には、申請により認定検査員となることができる。

(管理技術者)

第5条 管理技術者の資格は、認定簡易専用水道検査員及び既得検査員のうち、5年以上の実務経験を有し、管理技術者講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 管理技術者の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。

(講習会)

第6条 認定検査員講習会及び管理技術者講習会の実施内容については、各運営委員会において定める。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。
 - 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。

優良検査員制度実施要綱

(目的)

第1条 簡易専用水道の管理の検査を適切に行うために、専門知識を有する特に優れた検査員を養成して、技術の向上と研鑽を積むことを目的とする。

(適用)

第2条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下「協会」という。）が行う優良検査員制度に適用する。

(認定)

第3条 協会はこの制度のもとに、優良検査員の資格について認定する。

(運営委員会)

第4条 協会は本制度を公正に実施するために、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の委員は6名以内で構成し、協会の会長が、学識経験を有する者のうちから任命する。
- 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員は、本制度の基本的事項、認定条件、優良検査員認定講習会の科目及び受講資格等について審議する。

(認定委員会)

第5条 協会は本制度を的確に実施するために、認定委員会を設置する。

- 2 認定委員会の委員は6名以内で構成し、協会の会長が、学識経験を有する者のうちから任命する。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員は、運営委員会で決められた優良検査員認定講習会について運営する。

(優良検査員)

第6条 優良検査員の資格は、優良検査員認定講習会を受講し、終了した者に付与し、認定証書を発行する。

- 2 優良検査員の資格は5年の期限付きとし、運営委員会が別に定める短期の優良検査員更新講習会の受講により更新できるものとする。

優良検査員認定講習会実施要領

(目的)

第1条 簡易専用水道の管理の検査を適切に行うために、専門知識を有する特に優れた検査員を養成することを目的とする。

(適用)

第2条 本要領は、優良検査員認定講習会に適用する。

(講習科目等)

第3条 講習の科目及び時間数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| 一 水道概論（講義） | 2時間30分以上 |
| 二 簡易専用水道検査方法及び判定基準（講義・実技） | 3時間以上 |
| 三 簡易専用水道GIP（講義） | 1時間30分以上 |
| 四 内部監査及び外部監査（講義） | 2時間以上 |
| 五 安全衛生特論（講義） | 1時間30分以上 |

(修了試験)

第4条 修了試験の科目及び時間数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 講習科目の考査（筆記） | 1時間 |
| 二 事例写真による評価（実技） | 1時間 |

(受講資格)

第5条 講習は、次の各号に該当するものでなければ、受けることはできない。

- 一 講習会を受講しようとする者の所属する法人が、全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）の会員であること。
- 二 水道法別表第二第一号から第四号のいずれかの要件を満たし、簡易専用水道検査の実務経験が3年以上の者であること。
- 三 協会が実施する簡易専用水道認定検査員講習会又は簡易専用水道検査管理技術者講習会を修了している者であること。

(講師の要件)

第6条 講習の講師は、講習科目を教授するのに相当であると認められる者であること。

(受講の申請)

第7条 講習を受けようとする者は、受講申請書に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 実務経験を証する書類
- 二 推薦書
- 三 協会が実施する簡易専用水道認定検査員講習会又は簡易専用水道検査管理技術者講習会の修了証書

(受講手数料)

第8条 受講手数料は、適当と認められる額であることとする。

(認定証書の交付)

第9条 協会は、講習を終了し、修了試験に合格した者に認定証書を交付しなければならない。

(認定証書の再交付)

第10条 認定証書の交付を受けた者は、認定証書を破り、汚し、又は失ったときは、協会に認定証書の再交付を申請することができる。